



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第138号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (79) (障害福祉課) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

船員保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 標準負担額減額認定証の定義について、規則中引用している船員保険法施行規則の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、平成18年10月1日とする。

規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第79号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則 (昭和48年鳥取県規則第53号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(条例第2条第3項の規則で定める者) 第1条の2 条例第2条第3項の規則で定める者は、 次に掲げる者とする。 (1) 略	(条例第2条第3項の規則で定める者) 第1条の2 条例第2条第3項の規則で定める者は、 次に掲げる者とする。 (1) 略

(2) 次に掲げる認定証に記載された減額対象者
ア及びイ 略
ウ 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第24条ノ2ノ6第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第47条ノ2ノ7第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証
エ～カ 略

(2) 次に掲げる認定証に記載された減額対象者
ア及びイ 略
ウ 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第24条ノ2ノ5第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第47条ノ2ノ7第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証
エ～カ 略

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。